

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」の継続

及びポリオ不活化ワクチンの予防接種についての緊急要望

平成22年度、「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」に基づき国の補正予算において、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種助成事業が開始された。この制度は、市町村が実施するこれらワクチンの接種事業に対し、国が都道府県に設置した基金を通して45%を助成するというものであるが、実施年度が平成24年度までの予定であり、平成25年度以降については、これらのワクチン接種が予防接種法に基づく定期接種となる可能性も示唆されている。

予防接種法では、「定期予防接種」を行うために要する費用は「市町村が支弁する」と規定されており、財源として実費徴収と一部交付税算入措置がなされてはいるものの事業に見合った適正な財源措置となっていないことから、実質的にはすべてを市町村が負担しているのが現状である。また、定期接種とならない場合であっても、一旦開始した予防接種事業はその事業目的（例／子宮頸がん予防ワクチン：発がん性ウイルスからの感染を防ぐ）から廃止することは困難であり、多くの地方自治体では交付金廃止による新たな財政負担に耐えられない事態となることが想定される。そこで、平成25年度以降についても、市町村の財政負担を軽減することを目的に、交付金の継続交付を要望するものである。

さらに、平成24年9月1日から導入される予定のポリオ不活化ワクチンの予防接種についても、財政需要が増大し、厳しい市町村財政に更なる財政負担を強いられることとなるため、県は国に対し市町村の財政的な問題を明確に主張するとともに、別枠で県独自の補助制度を創設することを要望するものである。

平成24年8月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会会長
海老名市長 内野 優

神奈川県町村会会長
箱根町長 山口 昇士